

事務連絡
令和6年3月15日各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価を行う観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の障害児の支援時間に応じた評価が可能となるよう、時間区分を創設することとしました。あわせて、延長支援加算についても見直しを行い、5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）を超える長時間の支援については、預かりニーズへの対応として、延長支援加算により評価を行うこととなります（※）。

また、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「運営基準」という。）において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」をいう。以下同じ。）の視点を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供いただくこととなります。あわせて、支援については、インクルージョン（障害児の地域社会への参加・包摂）の観点も踏まえた内容とし、この点についても個別支援計画に記載していくことが求められます。

そこで、令和6年4月以降の具体的な取扱いについて、下記のとおりお示するとともに、本改定の内容を踏まえた個別支援計画の参考様式について、別紙1「個別支援計画参考様式」を、また、あわせて計画時間等の記載例を別紙2のとおりお示いたします。（なお、別紙1の1枚目の記載にあたっての留意点及び記載例についても、追ってお示いたします。）

都道府県におかれましては、御了知の上、市町村及び管内の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業者にも周知をお願いいたします。

（※） 時間区分の創設及び延長支援加算の見直しについては、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所において重症心身障害児に対し支援を行う場合、共生型又は基準該当の場合、旧主として重症心身障害児児童発達支援経過的給付費又は旧医療型児童発達支援経過的給付費の場合を除く。

記

1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（時間区分の創設、延長支援加算の見直し、総合的支援の推進、インクルージョンの推進）

（1）基本報酬における時間区分の創設について

令和6年4月以降は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬において、時間区分が創設される。

（児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける時間区分）

時間区分	計画時間
時間区分1	30分以上1時間30分以下
時間区分2	1時間30分超3時間以下
時間区分3	3時間超5時間以下

※ 放課後等デイサービスについては、学校休業日のみ時間区分3を算定可能。

（改定後の基本報酬の取扱いについて）

- ・ 個別支援計画に、個々の障害児の日々の支援について、支援に要する時間（以下「計画時間」という。）を定め、当該計画の時間に応じて基本報酬を算定することを基本とする。
- ・ 計画時間よりも、実際に支援に要した支援時間（以下「実利用時間」という。）が短くなった場合においては、
 - ① 利用者の都合により支援時間が短縮された場合については、計画時間により算定すること。
 - ② 事業所の都合により支援時間が短縮された場合については、実利用時間により算定すること。
- ・ 極めて短時間の支援（30分未満）は、算定対象から原則除外することとしているが、周囲の環境に慣れるために支援を短時間にする必要がある等の理由により、市町村（特別区を含む。）が認めた場合には、計画時間で30分未満の支援についても算定を可能とする。
- ・ 実利用時間については、サービス提供実績記録票において記録することが必要であり、計画時間と実利用時間に乖離がある状態が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

（2）延長支援加算の見直しについて

現行の延長支援加算については、事業所の運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、当該営業時間の前後に支援を行った場合に算定するものとしているが、基本報酬

における時間区分の創設とあわせて、延長支援加算を見直し、5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）を超える長時間の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行うこととなる。

なお、基本報酬に時間区分を創設していない、主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う場合等については、従前の延長支援加算と同様の取扱いとなるため留意すること。

見直し後の延長支援加算の取扱い及び単位は以下のとおりである。

(改定後の延長支援加算の取扱い)

- 基本報酬において、上限となる5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）の発達支援を行うのに加え、当該支援の前後に預かりニーズに対応した延長支援を計画的に行った場合に、計画した時間に応じて算定できるものとするが、計画時間よりも、実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、基本報酬とは異なり、その理由の如何に関わらず、実利用時間により算定すること。
- 延長支援の算定に当たっては、1時間以上の延長支援を行うことを前提とした体制を設ける等、計画的な実施が求められることに留意すること。
- 計画時間の前後に延長支援加算を算定する場合には、前後いずれも1時間以上となるよう計画的に実施する必要があるが、前後の時間を合算して1時間以上では算定できないものであることに留意すること。
- 延長支援時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上（うち1人以上は運営基準に定める人員を配置すること。児童発達支援管理責任者でも可。）の配置をすること。
- 延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合により延長支援時間が計画よりも短くなった場合に限り算定できるものとする。
- 延長支援時間については、個別支援計画に定めることを基本とするが、延長支援を利用する中で、具体的な利用の計画にない、緊急的に生じた預かりニーズに対応するための延長支援については、急遽延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより算定できるものとする。ただし、急遽延長支援を行うような状況が続く場合については、速やかに個別支援計画の見直し・変更を求めるものとする。

(改定後の延長支援加算の単位)

	障 害 児	重症心身障害児 医療的ケア児
1時間以上2時間未満	92 単位/日	192 単位/日
2時間以上	123 単位/日	256 単位/日
30分以上1時間未満	61 単位/日	128 単位/日

(3) 総合的な支援の推進とインクルージョンの推進

本改定においては、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域の視点を全て含めた総合的な支援を提供することを基本としたところであり、支援内容について、個別支援計画等においても5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供いただくこととなる。

また、インクルージョンに向けた取組を推進する観点から、運営基準において、事業所に対し、保育所等との併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めることとしたところであり、個別支援計画において、具体的な取組等について記載し、実施いただくこととなる。

2. 令和6年4月以降の個別支援計画について

(1) 新たな記載事項と参考様式について

令和6年4月以降は、1の改定事項を踏まえ、個別支援計画に、新たに以下の事項を記載することが求められる。

- ・時間区分の導入（1（1））に伴う、個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等
- ・延長支援加算の見直し（1（2））に伴う、個々の障害児の日々の延長支援時間等
- ・個々の障害児の5領域との関連性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組等（1（3））

令和6年4月以降の個別支援計画については、これらを盛り込んだ別紙1「個別支援計画参考様式」を活用し、作成・見直しを行われたい。なお、記載にあたっての留意点及び記載例について、追ってお示しする。

また、別途、児童発達支援及び放課後等デイサービスガイドラインの改定を進めており、個別支援計画の参考様式（別紙と同様）、総合的な支援の提供に関するアセスメントや支援の実施における視点、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、改めてお示しする予定である。

(2) 令和6年4月から10月までの取扱いについて（経過措置）

個別支援計画の見直し等については、通常の見直し期間（6ヶ月に1回以上）を踏まえると、一定の期間を要すると考えられることから、令和6年10月31日までの間は、別紙「個別支援計画参考様式」の2枚目の「個別支援計画別表」を活用し、個々の障害児の計画時間及び延長支援に要する時間等を定め、現行の個別支援計画とあわせることにより対応すること（支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は個別支援計画の見直しのタイミングで行うこととし、基本報酬と延長支援加算の算定に必要な計画時間・延長支援時間等の記載のみを別表で追加すること）を可能とする（記載例について別紙2参照）。計画時間については、あらかじめ保護者に説明の上、同意を得ること。また、延長支援については、あらかじめ保護者に説明の上、

必要性について確認するとともに、延長支援時間について同意を得ること。

この経過措置の対象となる障害児は、令和6年4月30日までに当該事業所の利用を開始している障害児とする。令和6年5月以降に新規で利用する障害児については、2（1）の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画の作成が必要であることに留意すること。

なお、経過措置により対応を行う事業所において、当該経過措置の期限は10月31日までとしているが、当該期限までに見直しのタイミングが訪れる個別支援計画については、順次、2（1）の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画に見直していただくようお願いする。

また、経過措置により対応を行う場合であっても、支援内容について総合的な支援を基本とすること及びインクルージョンの観点も踏まえることに留意すること。

3. その他

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における各種加算の創設及び見直しに伴い、事業所の運営規程や重要事項説明書等の変更も必要となると考えられるが、各種書類の変更や利用者への説明等については一定の期間を要すると考えられる。そのため、令和6年4月1日までに全て書類の変更や利用者への説明等が済んでいる必要はないが、その場合であっても、令和6年4月以降、順次、速やかに手続を進めていただくようお願いする。

以上

【本件担当】

こども家庭庁支援局障害児支援課 障害児支援係

T E L : 03-3539-8345

E-mail : shougaishien.shougaijishien@cfa.go.jp

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係） 改定事項の概要

令和6年4月1日
こども家庭庁支援局障害児支援課

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

目次①

令和6年度報酬改定

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

(1) 障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

① 児童発達支援センターの一元化（基準・報酬）…3

(2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化

① 中核機能強化加算【新設】〔児発センター〕…4
② 中核機能強化事業所加算【新設】〔児発（センター除く）・放デイ〕…5

2. 質の高い発達支援の提供の推進

(1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

① 総合的な支援の推進（基準）〔児発・放デイ・居宅訪問型児発〕…6
② 事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）…7
〔児発・放デイ・居宅訪問型児発〕
③ 児童指導員等加配加算【見直し】〔児発・放デイ〕…8
④ 専門的支援体制加算【見直し・新設】〔児発・放デイ〕…9
⑤ 専門的支援実施加算【見直し・新設】〔児発・放デイ〕…9
⑥ 基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）〔児発・放デイ〕…10
⑦ 自己評価・保護者評価の充実（基準）〔児発・放デイ〕…11

(2) 関係機関との連携の強化

① 関係機関連携加算【見直し】〔児発・放デイ〕…12
② 事業所間連携加算【新設】〔児発・放デイ〕…13

(3) 将来の自立等に向けた支援の充実

① 通所自立支援加算【新設】〔放デイ〕…14
② 自立サポート加算【新設】〔放デイ〕…15

(4) その他

① 支援におけるこどもの最善の利益の保障（基準）〔通所・居宅〕…16
② 食事提供加算【見直し】〔児発センター〕…17

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実

(1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ※5(2)⑤も参照

① 医療連携体制加算（Ⅶ）【見直し】〔児発・放デイ〕…18
② 主として重症児の基本報酬【見直し】〔児発・放デイ〕…19
③ 入浴支援加算【新設】〔児発・放デイ〕…20
④ 送迎加算【見直し】〔児発・放デイ〕…21
⑤ 共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】〔児発・放デイ〕…22

(2) 強度行動障害を有する児への支援の充実 ※(5)④、6(3)①②も参照

① 児童発達支援の強度行動障害児支援加算【見直し】〔児発〕…23
② 放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算【見直し】〔放デイ〕…24
③ 集中的支援加算【新設】〔児発・放デイ〕…25

(3. 続き)

(3) ケアニーズの高い児への支援の充実

① 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）【見直し】〔児発〕…26
② 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）【見直し】〔放デイ〕…27
③ 個別サポート加算（Ⅱ）【見直し】〔児発・放デイ〕…28
④ 人工内耳装用児支援加算【見直し・新設】〔児発・放デイ〕…29
⑤ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】〔児発・放デイ〕…30

(4) 不登校児童への支援の充実

① 個別サポート加算（Ⅲ）【新設】〔放デイ〕…31

(5) 居宅訪問型児童発達支援の充実 ※2(1)①②も参照

① 効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定）…32
② 訪問支援員特別加算【見直し】…33
③ 多職種連携支援加算【新設】〔※保育所等訪問も同じ〕…34
④ 強度行動障害児支援加算【新設】〔※保育所等訪問も同じ〕…35
⑤ 家族支援加算【新設・見直し】〔※保育所等訪問も同じ〕…36

4. 家族支援の充実 ※3(5)⑤、6(4)①も参照

(1) 家族への相談援助等の充実

① 家族支援加算【見直し・新設】〔児発・放デイ〕…37
② 子育てサポート加算【新設】〔児発・放デイ〕…38

(2) 預かりニーズへの対応

① 延長支援加算【見直し】〔児発・放デイ〕…39

5. インクルージョンの推進

(1) 児発・放デイにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

① インクルージョンに向けた取組の推進（基準）〔児発・放デイ・保育所等訪問〕
支援時間の下限の設定等〕…41 …40

(2) 保育所等訪問支援の充実 ※3(5)③④⑤も参照

① 効果的な支援の確保・促進（訪問先と連携した個別支援計画の作成、
支援時間の下限の設定等）…42
② 関係機関連携加算【新設】…43
③ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入（基準・報酬）…44
④ 訪問支援員特別加算【見直し】…45
⑤ ケアニーズ対応加算【新設】…46

（次ページへ続く）

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

⑥基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。
- 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

＜児童発達支援センター（障害児）＞ 定員30人以下	1086単位/日
＜児童発達支援（障害児）＞ 定員10人以下	885単位/日
＜放課後等デイサービス（障害児）＞ 定員10人以下 授業終了後	604単位/日
学校休業日	721単位/日

※医療的ケア区分、利用定員に応じて単位を設定



【改定後】

＜児童発達支援センター（障害児）＞		
定員30人以下	時間区分1（30分以上1時間30分以下）	1104単位/日
	時間区分2（1時間30分超3時間以下）	1131単位/日
	時間区分3（3時間超5時間以下）	1184単位/日
＜児童発達支援（障害児）＞		
定員10人以下	時間区分1（30分以上1時間30分以下）	901単位/日
	時間区分2（1時間30分超3時間以下）	928単位/日
	時間区分3（3時間超5時間以下）	980単位/日
＜放課後等デイサービス（障害児）＞		
定員10人以下	時間区分1（30分以上1時間30分以下）	574単位/日
	時間区分2（1時間30分超3時間以下）	609単位/日
	時間区分3（3時間超5時間以下）	666単位/日

※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能
※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

ポイント

- 児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費（基本報酬）において、支援の提供時間に応じた区分（時間区分）を導入する。区分は「時間区分1」支援時間30分以上1時間30分以下、「時間区分2」同1時間30分超3時間以下、「時間区分3」同3時間超5時間以下の3区分とする。なお、放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分③は学校休業日のみ算定可とする
- 「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める
- 支援の提供時間は、30分以上5時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、5時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元化にともない、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援センター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない
- 本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算（Ⅱ）は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）

4. (2) 預かりニーズへの対応

①延長支援加算の見直し〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
- 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】延長支援加算

営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

対象者/時間	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上
障害児	61単位/日	92単位/日	123単位/日
重症児	128単位/日	192単位/日	256単位/日



【改定後】延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）

対象者/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満（※2）
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児	192単位/日	256単位/日	128単位/日
医ケア児			

（※1）放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間
（※2）延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

ポイント

- 要・市町村による児の判定（重症児・医ケア児の場合）
- 要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの【主な要件】
 - ・ 支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること
 - ・ 運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）
 - ・ 障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
 - ・ 上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて（※）延長支援（1時間以上）を行うこと（※）支援が必要な理由、延長支援時間
 - ・ 延長支援を行う時間帯に職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること（うち1名は基準により置くべき職員（児発管含む））とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること
 - ・ 延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと
- 延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること
- 算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）
- 延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能（当該理由及び延長支援時間について記録）。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる（ただし、当該時間帯の体制については、職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員）であることを求める

事務連絡
令和6年4月4日

児童発達支援事業所 管理者 様
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に伴う
「延長支援加算」と「長野市障害児自立サポート事業」の取り扱いについて（通知）

日頃より長野市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。
標記の件につきまして、令和6年4月1日付けで障害福祉サービス等報酬改定が行われました。
報酬改定に際して、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における「延長支援加算」と「長野市障害児自立サポート事業（以下、自立サポート事業）」の取り扱いに関する質問を多数いただきましたが、このたび、こども家庭庁から延長支援加算の詳細内容が示されましたので、令和6年度の延長支援加算と自立サポート事業の取り扱いについて、下記のとおりご案内いたします。

記

《延長支援加算の算定要件の変更内点》

・基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分が設定され、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行うこととなった。

これに伴い、延長支援加算の算定対象が、事業所の運営規定に定める営業時間が8時間以上、当該営業時間の前後に行った支援から、5時間（放課後等デイサービス平日は3時間）を超える長時間支援に変更となった。

※延長支援は連続で1時間以上を行うことが前提となっているため、支援時間と合わせて6時間以上（放課後等デイサービス平日の場合は4時間）連続で支援を行うこととなります。

・運営規程に定める営業時間が8時間以上でないと算定できなかったが、営業時間が6時間以上（放課後等デイサービス平日は除く）から算定可能になった。

※主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型サービス事業所、基準該当サービス事業所については従前のとおり、運営規定に定める営業時間が8時間以上でないと算定できません。

・個別支援計画を策定する際、**個別支援計画別表**の作成が義務付けられた。

※個別支援計画別表には、基本報酬のサービス提供時間のほか、延長支援が必要な場合は延長支援時間（基本報酬のサービス提供時間前後の1時間以上の連続した支援）を定める必要がある。

・人員基準について、人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置から、職員2名（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること）以上配置（うち1以上は基準により置くべき職員 児発管含む とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）に変更となった。

《算定のルール》

・個別支援計画別表に定めのない突発的な1時間以上の預かり対応：自立サポートで算定可能

※本来は「急遽延長支援を必要とした理由等」を記録に残し、延長支援加算で算定するべきですが、事業所の負担を考慮し、自立サポート事業での算定も認めることとします。

ただし、突発的な1時間以上の請求が多い事業所については、延長支援加算で算定してもらうよう、指導させていただきます。（その際は、急遽延長支援を必要とした理由等を記録してください）

- ・ 1時間未満の預かり対応：自立サポートで算定（1回あたり 0.75 ポイント（45 分）まで請求可能）
- ・ 個別支援計画別表に定めのある 1 時間以上の預かり対応：延長支援加算で算定

【注意点】

- ・ 同日に延長支援加算と自立サポート事業をともに算定する際、算定時間帯の重複は認められませんのでご注意ください。
- ・ 個別支援計画別表に定めのない突発的な 1 時間以上の預かり対応について、1 時間以上の預かり対応が定着した場合や対応頻度が多い場合は、個別支援計画及び個別支援計画別表の見直しを行い、適宜、自立サポート事業による算定から延長支援加算による算定に切り替えを行ってください。

《算定例》

【例 1】

9:00～15:30 まで受け入れをする場合（支援時間は 9:00～14:00 で、延長支援を 14:00～15:00 で定めているが、実状は 15:30 までの預かり対応が定着しているケース）
（誤った算定例）

支 援 時 間 9:00～14:00

延 長 支 援：14:00～15:00（延長支援加算 1 時間以上 2 時間未満で算定）

自立サポート事業：15:00～15:30（0.5 ポイント（30 分）で算定）

（正しい算定例）

支 援 時 間 9:00～14:00

延 長 支 援：14:00～15:30（延長支援加算 1 時間以上 2 時間未満で算定）

自立サポート事業：算定なし

【例 2】

9:00～17:00 まで受け入れをする場合（支援時間は 9:00～14:00 で、延長支援を 14:00～16:00 で定めているが、実状は 17:00 までの預かり対応が定着しているケース）
（誤った算定例）

支 援 時 間 9:00～14:00

延 長 支 援：14:00～16:00（延長支援加算 2 時間以上で算定）

自立サポート事業：16:00～17:00（1 ポイント（1 時間）で算定）

（正しい算定例）

支 援 時 間 9:00～14:00

延 長 支 援：14:00～17:00（延長支援加算 2 時間以上で算定）

自立サポート事業：算定なし

《支援提供場所について》

自立サポート事業の支援提供場所について、要綱において以下のとおり定めています。

「自立サポート事業を実施するために必要な衛生、防災その他障害者の安全性・安心性に配慮された構造及び設備を備えた施設で、かつ、自立サポート事業を実施するための**専用居室等を有していること**」

また、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの支援提供場所について「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」において以下のとおり定められています。

「児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの支援提供場所は**専ら当該指定(児童発達支援・放課後等デイサービス)事業の用に供するものでなければならない**」

つまり、**延長支援加算で預かり対応する児童と自立サポート事業で預かり対応をする児童を同じ部屋で同時に支援することはできない**ということです。

※人員基準を満たしたうえで、延長支援加算で対応する児童と、自立サポート事業で対応する児童を別々の部屋で支援する場合は、同時提供可能です。

《その他》

・自立サポート事業の取り扱いの変更に伴い、「長野市障害児自立サポート利用確認票（様式第9号）」を改定いたしました。令和6年4月分以降の請求書提出時は、改定後の利用確認票を添付の上、請求書をご提出ください

・支援時間後に自立サポート事業を利用した場合は送迎加算を算定することはできません。ご注意ください。

・自立サポート事業は事業所内の専用居室での支援においてのみ算定できます。事業所外での対応については、自立サポート事業の算定はできませんのでご注意ください。

・今後、法定サービスと自立サポート事業の利用状況を照らし合わせた際、利用内容に疑義があるものについては、自立サポート事業の請求の利用状況について照会させていただくことや請求を返戻させていただく場合がありますのでご承知おきください。

・今後、延長支援加算と自立サポート事業の請求確認のため、必要に応じて、個別支援計画及び個別支援計画別表の提供を依頼させていただきます。その際にご協力をお願いします。

＜担当＞障害福祉課 指定給付担当 高見澤 電話(直通)224-8382

事務連絡
令和6年4月17日

指定障害児通所支援事業所運営法人の長 様
指定児童発達支援事業所の長 様
指定放課後等デイサービス事業所の長 様

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に伴う「延長支援加算」と
「長野市障害児自立サポート事業」に関する質問への回答及び当面の取り扱いについて（通知）

日頃より長野市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件について、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における「延長支援加算」と「長野市障害児自立サポート事業（以下、自立サポート事業）」の取り扱いに関する質問を多数いただきありがとうございます。

ながの電子申請サービスで受付した質問について、下記のとおり回答いたします。

現時点では、明確な回答ができない質問もございますが、ご理解のほどよろしく願いたします。（現在、長野県障がい者支援課とともに延長支援加算と日中一時支援事業の取り扱いの検討を行っておりますので、当面は本通知と4月4日付け事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に伴う「延長支援加算」と「長野市障害児自立サポート事業」の取り扱いについて」を参考に、それぞれの算定事務をお願いします）

なお、法人様並びに事業所様におかれましては、利用児童や保護者の立場となって、今後の支援方針をご検討いただきますようお願いいたします。

支援方針の選択によっては、利用者の負担額が増える可能性もありますので、利用者の意向を確認した上で方針を決定していただくとともに、サービス提供時間や営業時間等に変更が生じる場合は、利用者に対しての説明をお願いします。

記

Q1

休日の営業時間が10:00から15:00まで場合、前後の時間を自立サポートのみの事業とすることは可能か？

A1

休日の営業時間が6時間未満の事業所については、自立サポート事業で算定していただくことになります。

ただし、延長支援加算と比べて単価設定の高い自立サポート事業の単価で算定するため、休日の営業時間が6時間以上であったものを6時間未満に変更するような営利目的の営業時間変更は、制度の主旨に反するため、不適切であると考えます。絶対にやめてください。

※自立サポート事業は地域生活支援事業における日中一時支援事業であり、地域生活支援事業は法定サービスによる支援から漏れてしまうような障害児・者を支援するための事業であります。

要するに、「法定サービスと地域生活支援事業ともに利用できる場合は法定サービスを利用する」、「法定サービスを利用できない場合は地域生活支援事業を利用する」ということであり、**法定サービスと地域生活支援事業から好きなものを選択できるということではございません。**

Q 2

3/25 に長野市から通知されている「延長支援加算改正に伴う自立サポート事業における請求時の注意点について」において、算定ルールの中で、「個別支援計画別表に定めのない 1 時間未満の預かり対応：自立サポートで算定」とされていますが、3/15 に「こども家庭庁支援局障害児支援課から「・・・個別支援計画の取り扱いの変更について」において、延長支援加算が「急遽延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより算定できるものとする。」と記載されています。同じ事例かと思いますが、事業所がどちらを請求するか判断してもよろしいのでしょうか？

A 2

令和 6 年 4 月 4 日付け事務連絡「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に伴う「延長支援加算」と「長野市障害児自立サポート事業」の取り扱いについて」内の《算定のルール》の項目をご確認ください。

Q 3

土曜日、長期休みは定期的に 8:00 から 18:30 など、8 時間程度以上の長時間の利用者について、区分 3（5 時間超）と延長支援加算 2 時間以上の区分で算定となりますか？

A 3

個別支援計画及び個別支援計画別表において、土曜日及び長期休みの利用時間が 8:00 から 18:30 と定められている場合は、ご質問のいただいた内容のとおり、区分 3（5 時間超）と延長支援加算 2 時間以上の区分で算定をお願いします。

Q 4

支援前・支援後それぞれで 1 時間以上の延長支援をした場合、両方の支援に対して延長支援加算 1 時間以上で算定可能か？

例：延長支援（支援前）8:00～9:00、提供時間 10:00～15:00、延長支援（支援後）15:00～16:00 の場合、「延長支援加算 1 時間以上 2 時間未満」 2 回で算定

A 4

延長支援加算の算定は 1 日 1 回までです。今回のような場合は延長支援加算 2 時間以上で算定してください。

Q 5

延長支援加算の算定時間内の人員2名は、児童指導員、保育士、児発管しか配置できないのか。長期休暇の場合、延長支援加算については個別支援計画書の別表にどのように記載しておいたらよいか。

A 5

延長支援加算算定時の職員配置は、2名のうち1名は児童指導員、保育士または児発管を配置する必要があります。

個別支援計画別表における長期休暇の取り扱いについては、国から具体的な運用が示されていないため、明確な回答はできませんが、「日・祝日の計画欄に記載する」または「特記事項にその旨を記載する」等の対応が考えられます。

Q 6

自立サポート事業で預かり対応をした後に送迎をした場合、送迎加算を算定することはできますか。同様に、延長支援で預かり対応をした後に送迎をした場合、送迎加算を算定することはできますか。

A 6

自立サポートで預かり対応をした児童については、送迎をした場合であっても、送迎加算を算定することはできません。

延長支援で預かり対応をした児童については、送迎をした際は、送迎加算を算定できます。

Q 7

延長支援加算の内容が変更されましたが、同時に自立サポートが同時に同じ場所で行うことが出来なくなり、個別支援計画上の時間外と、緊急時の時間外の児童がいた場合、支援が困難になる可能性があることを考慮し、延長支援加算では対応せず、自立サポート事業でのみで対応することは可能か？

A 7

原則、法定サービスと自立サポート事業を同じ部屋で同時に提供できないことは、以前から規定により定められています。今回の延長支援加算の変更によるものではありません。（「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」において「児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの支援提供場所は専ら当該指定(児童発達支援・放課後等デイサービス)事業の用に供するものでなければならない。ただし、**障害児の支援に障害がない場合は、この限りではない。**」と定められています）

なお、今回のように緊急ケースであれば、法定サービス **(全ての児童が延長支援による預かり対応中の時に限る)** と自立サポート事業を同居室で同時に提供することは差し支えないと考えます。（「障害児の支援に障害がない場合」と定められているため、**(時間区分の) 提供時間中の児童がいる場合は、同時支援は認められない**と考えます）

※4月4日付けの事務連絡にて「延長支援加算で預かり対応する児童と自立サポート事業で預かり対応をする児童を同じ部屋で同時に支援することはできない」と案内しましたが、**「原則**、延長支援加算で預かり対応する児童と自立サポート事業で預かり対応をする児童を同じ部屋で同時に支援することはできない」と訂正させていただきます。

※**延長支援加算と自立サポート事業を同時に提供する際は、延長支援加算の人員基準である職員2**（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること以上（うち1以上は基準により置くべき職員（児発管含む）。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）**を配置するほか、自立サポート事業に専属で従事する職員を必ず1以上配置**してください。

電子申請サービスで受付した延長支援加算と自立サポート事業の取り扱いに関する質問への回答は以上となります

今後、国や県からの連絡等により、延長支援加算及び自立サポート事業の取り扱いに変更が生じる場合は、適宜ご案内させていただきます。

最後になりますが、今回の報酬改定により管理者の方をはじめ職員の方々のご多忙にされていることと存じますので、令和6年4月分の自立サポート事業の請求書の締め切りは6月14日までとさせていただきます。

※令和6年4月4日付け事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に伴う「延長支援加算」と「長野市障害児自立サポート事業」の取り扱いについて」にて案内しておりますが、4月分以降の「長野市障害児自立サポート利用確認票（様式第9号）」は新様式でご提出をお願いします。

＜担当＞障害福祉課
指定給付担当 高見澤
電話(直通)224-8382

事務連絡
令和6年7月29日

指定障害児通所支援事業所運営法人の長 様
指定児童発達支援事業所の長 様
指定放課後等デイサービス事業所の長 様

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に伴う「延長支援加算」と
「長野市障害児自立サポート事業」の最新の取り扱いついて（通知）

日頃より長野市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

「延長支援加算」と「長野市障害児自立サポート事業（以下、自立サポート）」について、4月以降も多数の事業所からお問い合わせをいただいております。

つきましては、「延長支援加算」と「自立サポート」の最新の取り扱い、4月以降のお問い合わせ内容とその回答を下記のとおりご案内いたします。

記

《原則》

- ・基本報酬の算定時間外の預かり対応は、**延長支援加算による請求を優先**する。
 - ※延長支援加算は法定サービス、自立サポートは地域生活支援事業に分類されます。
地域生活支援事業は法定サービスによる支援から漏れてしまうような障害児・者を支援するための事業であることから、「法定サービスと地域生活支援事業ともに利用できる場合は法定サービスを利用する」、「法定サービスを利用できない場合は地域生活支援事業を利用する」ということとなります。法定サービスと地域生活支援事業から好きなものを選択できるということではありません。
- ・延長支援加算について、各事業所で定めた「個別支援計画（別表）」の内容に基づき請求を行う。個別支援計画において定めた提供時間や延長支援時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合、**適宜**、個別支援計画の見直しを行う。
 - ※1月の利用でみて恒常的に生じている場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行う必要があります。
- ・自立サポートについて、延長支援加算同様、個別支援計画の内容に基づき請求を行う。
 - ※個別支援計画の内容を確認するため、今年度から長野市自立サポート利用確認票（様式第9号）に個別支援計画に定められた、提供時間と延長支援時間の記載を求めています。
- ・延長支援加算の人員基準について、職員2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上）以上（うち1以上は基準により置くべき職員（児発管含む）。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）の配置が必要。
 - ※自立サポートについて、現時点では人員基準を設けていないので、職員1名以上で対応可能です。（延長支援加算同様、今後人員基準を設ける可能性があります）
- ・個々の利用者の請求について、同日に延長支援加算と自立サポートをともに算定することは可能であるが、算定時間帯の重複は認められない。

・法定サービス児童（延長支援加算除く）と自立サポートの児童を同じ部屋で同時に支援することはできない。（人員基準を満たしたうえで、法定サービスの児童と自立サポートで対応する児童を別々の部屋で支援する場合は同時提供可能）

※延長支援加算で対応中の児童と自立サポートで対応中の児童だけの場合は同じ部屋で同時に支援できます。

※法定サービスの児童と自立サポートの児童を同時に支援する場合、最低3名（うち1以上は延長支援加算の人員基準により置くべき職員（児発管含む）。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）以上の職員の配置が必要ということになります。

《算定のルール》

●個別支援計画に定めのある1時間以上の預かり対応：**延長支援加算で算定**

●個別支援計画に定めのない1時間以上の預かり対応：**自立サポートで算定可能**

※1時間以上の支援となる場合、本来は「急遽延長支援を必要とした理由等」を記録に残し、延長支援加算で算定するべきですが、事業所の負担を考慮し、自立サポートによる算定を認めています。ただし、個別支援計画に定めのない1時間以上の請求が多い事業所については、延長支援加算で算定してもらうよう指導させていただく場合があります。（その際は、急遽延長支援を必要とした理由等を記録してください）

【延長支援加算への変更を指導する場合】

（放課後等デイサービスを利用しているA君のケース）

A君は週2回（月・水曜日）放課後等デイサービスを利用している。

個別支援計画上の提供時間は14:30～17:30、延長支援時間なしで計画が立てられている。

月曜日について、A君の母がパートを始めたため、A君は月3日～4日ほど17:30～18:30まで自立サポートを利用している。（水曜日は月1日17:30～18:30まで自立サポートを利用）

⇒月曜日は1時間以上の預かり対応が恒常化（同曜日に月3日以上で恒常化と判断）していると判断できるので、速やかに個別支援計画の見直しを行い、延長支援加算による算定に切り替えなければならない。

水曜日は預かり対応が月1日のため、自立サポートによる算定で問題はないが、母のパートの都合による預かり対応は事前に予測できることから、本来は延長支援加算による算定をすることが望ましい。

●1時間未満の預かり対応：**自立サポートで算定可能**

※基本的には自立サポートで算定していただいて問題ありません。1回の対応につき、最大0.75ポイント（45分）まで請求可能です。自立サポート利用後は送迎加算を算定できませんのでご注意ください。（延長支援加算利用後は送迎加算の算定ができます）

※児童又は保護者の都合により延長支援時間が計画より短くなった場合は延長加算で30分以上1時間未満の区分での算定可能。（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）

●延長支援加算の算定：基本報酬とは異なり、実際に要した延長支援時間の区分で算定する。

※ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合はあらかじめ定めた時間で算定。

延長支援加算の算定は1日1回のみである。

※支援前1時間、支援後1時間の延長支援をした場合は、延長支援2時間での算定となります。

《 4 月以降の問い合わせ内容 》

Q 1

個別支援計画上の提供時間が 16:15～17:30 の児童で、短縮授業のため受入開始が 14:00～となった場合、14:00～16:15 は自立サポートで算定し、基本報酬については、個別支援計画に基づき 16:15～17:30 の時間区分 1 で算定すればよいか。(運営規程上のサービス提供時間は、14:30～18:00)

A 1

個別支援計画に利用者都合等による提供時間延長時の対応が定められており、必要な体制をとっている場合には、実際の支援に要した時間で基本報酬を算定することが可能です。

短縮授業は事前に想定されるものであることから、個別支援計画に短縮授業時の対応が定められているものとして考えた場合、運営規程上のサービス提供時間前の 14:00～14:30 を自立サポートで算定し、14:30～17:30 は基本報酬の時間区分 2 で算定するのが適当と考えます。

なお、短縮授業時の対応が個別支援計画に定められていない場合、自立サポートにより算定していただくこととなりますが、短縮授業時の対応を個別支援計画に定めない理由を確認させていただきますのでご承知おきください。

Q 2

学校休業日のサービス利用時、提供時間終了後に 3 時間の預かり対応をお願いされている児童がいる。保護者が迎えに来る時間まで延長支援加算の人員基準である職員 2 以上の配置をすることが職員体制上不可能なためお断りする予定だが、今回のような場合は途中まで延長支援加算で対応し、その後自立サポートの預かり対応に切り替えて支援を行ってよいか。

認められる場合は、個別支援計画上の延長支援時間はどのように設定すればよいか。(日によってはあるが、短い日で 1 時間半、長い日で 2 時間半まで職員 2 以上の状態を確保できる)

A 2

延長支援加算の人員基準である職員 2 以上の配置ができる時間までは延長支援加算で対応し、それ以降は自立サポートで対応してください。今回の場合、延長支援時間(支援後)は、長い日に対応可能な 2 時間半で設定してください。(延長支援加算は、実際に要した延長支援時間の区分で算定するため)

近年、児童通所事業所における事故件数が増加傾向にあります。事故の発生要因は様々ではございますが、職員体制が手薄であったことが原因と受け取れる報告もあります。

延長支援加算と自立サポートの支援内容は似ていますが、職員体制は延長支援加算の方が手厚いです。事業所運営法人の長様は、より安心・安全な延長支援加算による支援が提供できるよう、サービス提供時間外の受け入れ状況を考慮した上で、可能な限り延長支援加算による支援が提供可能な職員配置の確保にご尽力ください。くれぐれも、**自立サポートの方が延長支援加算より報酬単価が高い等の理由で、意図的に職員配置を減らすようなことは絶対にしないでください。**

なお、自立サポートの請求内容と指定届出時に各事業所から提出いただいている「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」と照らし合わせた際に疑義があるものについては、照会させていただくことや請求を返戻させていただく場合がありますのでご承知おきください。

案内は以上です。

今後、国や県からの連絡等により、延長支援加算及び自立サポートの取り扱いに変更が生じる場合は、都度ご案内させていただきます。延長支援加算及び自立サポートの請求に際してご不明点がある場合はそのままにはせず、障害福祉課高見澤まで必ずご連絡ください。

最後になりますが、法人様並びに事業所様におかれましては、引き続き利用児童や保護者の立場となつて、支援方針をご検討いただきますようお願いいたします。

＜担当＞障害福祉課
指定給付担当 高見澤
電話(直通)224-8382

事務連絡
令和6年10月

児童発達支援事業所の長
放課後等デイサービス事業所の長 様

長野市障害福祉課
(指定給付担当)

児童発達支援及び放課後等デイサービスの
時間区分による基本報酬を算定する場合の実績記録表の作成方法について

平素より、本市障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度報酬改定に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基本報酬や延長支援加算の見直しが行われ、請求に関する実績記録票の作成方法も変更となりました。

つきましては、基本報酬及び延長支援加算に係る実績記録表の作成において誤りが散見されますので、下記のとおりご対応いただくとともに、過去に行った請求についても点検いただきますようお願いします。

1 概要

① 基本報酬（※詳細は報酬告示及び留意事項通知等をご確認ください。）

時間区分	計画時間	備考
1	30分以上1時間30分以下	
2	1時間30分超3時間以下	
3	3時間超5時間以下	放デイについては、学校休業日のみ

個別支援計画に、個々の障害児の日々の支援について、支援に要する時間（以下「**計画時間**」という。）を定め、当該計画の時間に応じて基本報酬を算定します。

しかし、**計画時間**よりも実際に支援に要した支援時間（以下「**実利用時間**」という。）が短くなった場合においては、

- ・利用者の都合により支援時間が短縮された場合については、**計画時間**により算定します。
- ・事業所の都合により支援時間が短縮された場合については、**実利用時間**により算定します。

計画時間よりも、実際の支援に要した時間が長くなった場合においては、利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、いずれにおいても、**計画時間**で算定することを基本とします。

② 延長支援加算（※詳細は報酬告示及び留意事項通知等をご確認ください。）

○時間区分による基本報酬を算定している場合

請求区分	時間	備考
1	30分以上 1 時間未満	利用者都合により計画よりも短くなった場合のみ
2	1 時間以上 2 時間未満	
3	2 時間以上	

※基本報酬が算定できない場合、延長支援加算のみの算定はできません。

延長支援加算は、基本報酬において上限となる5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）の発達支援を行うのに加え、当該支援の前後に預かりニーズに対応した延長支援を計画的に行った場合に計画した時間に応じて算定できるものです（基本報酬の**計画時間**が上限時間に満たない場合は算定不可）。

計画時間よりも実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、基本報酬とは異なり、その理由の如何に関わらず、**実利用時間**により算定します。

計画時間よりも実際に延長支援に要した時間が長くなった場合においては、**計画時間**により算定します。

2 実績記録票について

実績記録表の「算定時間数」欄に**実利用時間**が入力されているケースが見受けられます。この欄には、基本報酬を算定するための**計画時間**を入力してください。ただし、利用者都合以外で時間が短縮された場合には、**実利用時間**を入力します。

※**計画時間**及び**実利用時間**には、自立サポートや送迎に要する時間は含まれません。

例) 個別支援計画の支援時間が下記の場合

	支援の標準的な提供時間	延長支援時間
平日	14 : 00～17 : 00 (3 時間)	17 : 00～18 : 00 (1 時間)
休日	11 : 00～16 : 00 (5 時間)	10 : 00～11 : 00、 16 : 00～17 : 00 (計 2 時間)

正しい例)

提供実績記録表								
日付	曜日	サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	算定時間数	延長支援加算	備考
1	木		1	14:00	18:00	3	2	
2	金		1	15:00	18:00	3	2	利用者都合
3	土		2	10:00	17:00	5	3	
4	日		2	11:00	15:00	4	0	事業所都合

実利用時間は4時間だが、「算定時間数」欄に入力するのは計画時間の3時間。残り1時間については「延長支援加算」欄へ2のコードを入力。

※「提供形態」欄は、放課後等デイサービスのみ

開始・終了時間は「実利用時間」を入力。
※自立サポート及び送迎に要した時間は含めません。

「計画時間」を入力。
利用者都合以外で時間が短縮された場合は「実利用時間」を入力。

誤った例)

提供実績記録表								
日付	曜日	サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	算定時間数	延長支援加算	備考
1	木		1	14:00	18:00	4	2	
2	金		1	15:00	18:00	3	2	利用者都合
3	土		2	10:00	17:00	5	3	
4	日		2	11:00	15:00	4	0	事業所都合

「算定時間数」欄には実利用時間の4時間ではなく、計画時間の3時間を入力する。

※「提供形態」欄は、放課後等デイサービスのみ

○留意点

- 自立サポートにより、基本報酬の算定時間外の請求をする場合、重複して延長支援加算の算定はできません。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの前後に自立サポートを利用した場合は、送迎を行ったとしても、送迎加算の算定はできません。

3 自己点検について

上記を踏まえ、各事業所において過去に請求した実績記録表の点検をお願いします。

点検を行った結果、請求額が変更になる場合は過誤調整処理が必要になりますので、ながの電子申請サービスにより、過誤申立依頼をお願いします。

請求額に影響がない場合は、請求をやり直す必要はありません。

最近、請求誤りにより、返戻や過誤調整処理を行う件数が増加しています。請求を行う前に、報酬告示や留意事項通知等を今一度ご確認ください、適切な請求を行っていただきますようお願いいたします。

【過誤調整処理については下記URLを参照】

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n102000/contents/p002370.html>

問い合わせ先

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市保健福祉部障害福祉課

指定給付担当 宮澤、大田

電話 : 026-224-8382

FAX : 026-224-5093

事務連絡
令和6年3月14日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた
日中一時支援事業等の対応について（周知）

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで、障害者及び障害児が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としています。

地域生活支援事業における日中一時支援事業等の実施について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、ご留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、本人や家族の利用意向を踏まえつつ、障害福祉サービスの活用も視野に入れ、必要な支援を提供していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日中一時支援事業について〔生活介護等におけるサービス提供時間ごとの基本報酬の設定等〕
 - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の基本報酬については、サービス提供時間毎に、8時間以上9時間未満まで設定されることに加え、延長支援加算は9時間以上の支援が評価される体系に改定されます。
 - これらの改定により、例えば、これまでは生活介護の営業時間終了後に、日中一時支援事業による預かりニーズへの対応がなされているケース等について、営業時間の延長により、支援ニーズの一部は生活介護での対応が可能になることが考えられます。
 - なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、預かりニーズに対応した延長支援加算の改定が行われます。

- 2 移動支援事業について〔行動援護における短時間の支援の評価等〕
 - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護については、強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援を評価するなどの改定が行われます。
 - 都道府県や市町村においては、この報酬改定を踏まえ、移動支援事業の利用者であって、行動援護の対象要件（注）に該当する者については、行動援護により専門的な支援が受けられるようにするとともに、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努めていただくことが必要です。

（注）区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）である者

- 3 訪問入浴サービスについて〔生活介護等における入浴支援加算の創設〕
 - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の入浴支援については、医療的ケアが必要な者等々を評価する加算が創設されます。
 - 入浴ニーズへの支援の評価により、訪問入浴サービスを利用している一部の医療的ケアが必要な者等々においては、生活介護事業所において入浴ニーズに対応できるようになることが考えられます。
 - また、今般の改定においては、福祉型強化短期入所サービス費に医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに対応するサービス類型を評価する基本報酬を創設しており、今まで以上に入浴ニーズへの対応が可能となることが考えられます。
 - なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、医療的ケア児と重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価する加算が創設されます。

1 日中一時支援事業について〔生活介護等におけるサービス提供時間ごとの基本報酬の設定等〕

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」〔令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム〕から令和6年3月14日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡通知「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について（周知）」に係る改定内容を赤字で囲んだもの。

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
 - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
 - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
6単位/日
常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】
【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する
【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

(一)

障害福祉サービス受給者証

受給者証番号	
支給決定障害者等	居住地
	フリガナ
	氏名
児童	生年月日
	フリガナ
	氏名
生年月日	
障害種別	
交付年月日	令和6年12月24日
支給市町村名及び印	202011 長野市 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話 026(224)8730

(二)

介護給付費の支給決定内容

障害支援区分	区分5
--------	-----

(三)

サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	

(四)

訓練等給付費の支給決定内容

障害支援区分	区分5
認定有効期間	令和4年12月1日から令和7年11月30日まで

(五)

計画相談支援給付費の支給内容

--

(六)

利用者負担に関する事項

特記事項欄 行動関連項目：15点

(七)

訪問系サービス事業者記入欄

--

(八)

訪問系サービス事業者記入欄

--

- ① 交付年月日： 令和6年4月8日以降の日付
 - ② 障害支援区分： 区分3以上
 - ③ 行動関連項目： 10点以上
- ①～③まで全て該当する場合は「行動援護対象者」
⇒タイムケアの請求単価が1時間あたり1,400円となる